

## 規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引の追加

規制の区分：新設、**改正** (拡充、**緩和**)、廃止

担当部局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

評価実施時期：令和2年12月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第4条第1項の規定により、同項に規定する特定事業者（以下単に「特定事業者」という。）が顧客等との間で特定取引を行うに際して、当該顧客等の本人特定事項等の確認（以下「取引時確認」という。）を行わなければならないこととされている。これは、特定取引を行う顧客等がマネー・ローンダリングを企図する者か否かに関する情報を特定事業者が確認することで、マネー・ローンダリングを企図する者が架空口座の開設等を行うことが困難となり、特定事業者を利用できなくなる又は利用を避けることにより、マネー・ローンダリングの防止を図ること等を目的として設けられたものである。

また、特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引又はこれに準ずる取引として政令で定める取引については、特定取引に係る規定を適用しない特例を設けているところ、当該政令で定める取引として、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収令」という。）第7条第1項第1号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを定めている（犯収令第13条第1項第1号）。

上記特例については、これまで、金融機関等が行う金融関係取引の信頼性・正確性を踏まえ、当該金融関係取引のみを対象としてきたところであるが、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結（以下「クレジットカード発行取引」という。）についても、犯収法上の取引時確認等の義務の履行に必要な技術・ノウハウを蓄積するための取組が適切に行われてきたものと認められる状況にあることから、当該特例の対象に追加することが適当である。

仮に、引き続き、金融機関等が行う金融関係取引についてのみ当該特例の対象とした場合、取引の実態と乖離した規制を課すこととなる。

そこで、このような状況に鑑み、本改正において、当該特例の対象となる取引にクレジットカード発行取引を追加し、金融機関等及びクレジットカード事業者に課される取引時確認の義務を緩和する。

### 2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用及び行政費用は発生しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

本改正では、犯収令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する取引時確認の特例の対象となる取引にクレジットカード発行取引を追加し、金融機関等及びクレジットカード事業者に課される取引時確認の義務を緩和することにより、これら事業者における事務の効率化を通じた顧客の利便性の向上等を図ることが可能となる。

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

### 5 費用と効果（便益）の関係

本改正により、費用は発生しない（2 参照）。

また、本改正による便益は、金銭価値化することが困難であるが、金融機関等及びクレジットカード事業者に課される取引時確認の義務を緩和することにより、これら事業者における事務の効率化を通じた顧客の利便性の向上等を図ることが可能となる（3 参照）ことから、本改正は妥当である。

### 6 代替案との比較

想定される代替案はない。

### 7 その他の関連事項

政策所管課において、当該規制により発生する費用や便益を検討し、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

### 8 事後評価の実施時期等

施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

犯収令第 13 条第 1 項第 1 号に規定する取引時確認の特例が用いられたクレジットカード発行取引に関し、

- ・ 所管行政庁が発出した是正命令（犯収法第 18 条）の件数
- ・ 国家公安委員会が実施した意見の陳述（犯収法第 19 条）の件数